平成２３年度モニタリングポスト測定値データ収集システム整備業務
仕様書

第１章　　総則

１－１　適用範囲

本仕様書は、和歌山県（以下、「甲」という。）が実施する「モニタリングポスト測定値データ収集システム整備業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

１－２　事業目的

本業務は、文部科学省より委託されている環境放射能水準調査において甲が整備するモニタリングポストからの線量率等計測データを収集･送信するシステム整備を目的に実施する。

１－３　システムの基本構築

システムの構築に当り、下記基本構想を遵守すること。

(1)　自動化　設備にできる限り運用を任す。
(2)　簡易化　専門家でない人でも機器を簡単に扱える。
(3)　信頼性　各機器は、長期にわたり安定して稼働すること。
(4)　迅速性　応答速度が速い。

１－４　契約範囲

和歌山県が実施するモニタリングポスト測定値データ収集システム（データ収集･送信装置、データ収集サーバ装置、ネットワーク機器類、ソフトウェア、及び通信回線等からなるシステム。）（以下「システム」という。）の搬入、設置、モニタリングポストとの接続、調整のほか、書類の作成並びに諸手続等、それらに要する費用のすべてを含むものとする。ただし、本仕様書に記載のない事項に関しては、両者協議の上、解決をはかること。

(1)　本システムの装置等及び必要なソフトウェアの製作と導入、データ通信のための配線・設定及び通信テスト
(2)　通信回線の初期費用、調整中の通信費
(3)　プロバイダ等の本システムの設置、運用に関して甲の承認または委任を受け、契約等の必要なすべての諸手続の代行及びこれらに係る作業費用の負担
(4)　本システムの操作、運用に係る甲が指定する職員への教育、訓練、指導等
(5)　その他、本仕様書に明示のない事項であっても、本システムの設置、運用等の面から判断して必要とみなされる事項

１－５　準拠規格

本システムの設計、製作、施工等にあたっては、本仕様書によるほか、原則として関係諸規格に準拠するものとする。

１－６　業務場所

詳細な場所については県の指示に従うこと。

(1)　データ収集・送信装置

伊都振興局（橋本市市脇 4 丁目 5 番 8 号）

西牟婁振興局（田辺市朝日ヶ丘 23-1）

東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8）

環境衛生研究センター（和歌山市砂山南 3 丁目 3 番 45 号）

(2)　データ収集サーバ装置

環境衛生研究センター（和歌山市砂山南 3 丁目 3 番 45 号）

１－７　現地説明会（見学会）の日時及び場所

以下の日程で、各業務場所において現地説明会を開催し、場所の詳細等について説明する。

入札参加にあたっては必ず参加すること。また、入札説明書及び本仕様書を持参すること。

(1) 日程

日	時	場所
平成 24 年 1 月 23 日(月)	午後 1 時～	環境衛生研究センター
	午後 4 時～(※)	伊都振興局
平成 24 年 1 月 24 日(火)	午後 1 時～	東牟婁振興局
	午後 4 時～(※)	西牟婁振興局

(※)時間は多少前後することあり。

(2) 注意事項等

参加される方は、平成 24 年 1 月 23 日（月）の午後 1 時に、環境衛生研究センター総務管理課までお越し下さい。場所の移動については各自の責任でお願いします。

１－８　契約期間

契約日から平成 24 年 3 月 24 日まで

１－９　提出書類

下記のものを必要部数提出すること。使用する言語は原則として日本語とする。

(1)　契約時提出書類

ア　作業計画書並びに作業工程表

イ　ソフトウェア仕様書

ウ　ハードウェア仕様書

エ　製作承認図

(2)　納入（完成）時提出書類

ア　取扱説明書

イ　完成図書

ウ　検査・試験成績書

エ　官公署等への申請書等の写し

オ　システム詳細設計書

カ　納入機器リスト・機器配置図面

キ　打合せ議事録

(3) その他

甲が必要と認める書類を、甲が指定する時期に指定部数提出すること。

１－１０　設計及び製作

受注者（以下、「乙」という。）は、システム設計及び機器製作にあたり製作承認図を提出し甲の承認を得ること。もし、乙が一方的な解釈により製作に取りかかる場合は、甲は契約を解除することができることとする。

１－１１　補足及び疑義

(1)　本仕様書に記載のない事項であっても、システム機能、運用又は構造上当然具備しなければならない事項及び社会通念上必要とされる事項については、乙において、すべて充足するものとする。

(2)　入札参加にあたっては、現地対象箇所を詳細にわたり確認の上、応札金額を決定することとし、落札者の不知による不服申し立てには応じないものとする。

(3)　本仕様書の解釈及び調整等について疑義が生じた場合は、文書により提出し、速やかに甲と協議することとし、乙の一方的な解釈によってはならない。なお、解釈が相互に異なった場合は、甲の解釈に従うこと。

(4)　設備等の施工に当たり、特許又は実用新案、著作権、その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用する一切の権利は乙の責任において処理すること。

(5)　前記(3)の規定に係わらず、本仕様書に示した機器等により優位であると認められる品質、性能を有する機器等については、甲の承認を得て使用できるものとする。

(6)　乙は、打合せ事項その他について、確認事項、打合せ内容、出席者の詳細を記載した打合せ議事録を作成（電話、メールによる打合せを含む。）し、甲に内容確認を受け、甲、乙それぞれ１部管理するものとする。

１－１２　権利の帰属

本業務により作成されたシステム設計書、プログラムソース、ロードモジュール、データ及び出力帳票等の作成物並びに発生する諸権利（パッケージソフトのカスタマイズ等により生じた 2 次的著作権物を含む。）は甲に帰属する。

納品物の使用権については、甲自らが自由に利用できるものとする。

１－１３　検査基準

(1)　検査は、本システムを現地に設置完了後、その総合動作について担当者立ち会いの上、実施する。

(2)　検査に必要な計測機器等が必要な場合は、乙が準備すること。

(3)　検査の実施方法、項目については、甲、乙と協議の上、実施すること。

１－１４　技術指導

乙は、甲の担当職員に対し、システムの運用操作及び運用管理に関する分かりやすいマニュアルを作成し、必要な技術指導を行うこと。なお、実施場所、方法、日時等については、甲と協議すること。

１－１５　保証

乙は、本仕様書に定める性能及び機能を、甲に保証すること。

システムの引渡し日から平成24年度末までに甲の善良な管理下において発生した故障については、甲の請求に基づき、無償で速やかに修理するものとし、その故障の内容及び措置について甲に報告書を提出すること。

乙の責に起因する障害については、このシステムが存在する限り責任を負うこと。

１－１６　保守点検

保守については、十分な保守体制を整備するとともに連絡窓口を一本化し、次のとおり実施するものとする。

(1)　システムの故障等により緊急に修理等を実施する業務の必要が生じた場合は、原則として常時緊急連絡をとれる体制を持ち、甲から連絡を受けた際には、業務を実施する者が直ちに遠隔による対応、又は遠隔による対応が困難な場合は、受付後 24 時間以内に本システムの設置場所に到着し対応できること。

(2)　乙は、システムの機能を正常に維持するため、平成24年度中に1回以上の保守点検を実施し、報告書を甲に提出すること。

第２章　システム構築

２－１　構造の条件

本装置は堅牢にして長期間の使用に耐えうる構造であり、特に必要と認めるもののほか、次の条件を満足すること。

(1)　測定値データを出力するコネクタを業務の分界点とすること。

(2)　文部科学省の定める環境放射能水準調査に準拠した業務を行うことのできるシステムであること。

(3)　回線、ネットワーク機器、サーバ等システムの稼動に必要な機器は 24 時間 365 日稼動し、自動監視及び障害発生時の対応が行われること。やむを得なく停止させ、再起動する場合は事前に甲と協議し、指示に従うこと。

２－２　機器構成（別図参照）

データ収集･送信装置	4 式
データ収集サーバ装置	1 台
ネットワーク機器類	1 式
予備品・消耗品等	4 式

２－３　機能詳細

(1)　データ収集・送信装置

ア　モニタリングポスト測定部の RS-232C から出力される情報を取り込み、データ収集サーバへ送信する機能を持つこと。

イ　モニタリングポスト測定部の RS-232C より出力される情報の詳細は資料 1 のとおりである。

ウ　停電時に電源を 5 分間以上供給可能な UPS に接続すること。

エ　通電時は自動復旧すること。

オ　各データ収集・送信装置毎に表示機能を整備し、接続している測定局の線量率及び計数率の 1 分間値、時報、日報、月報の値を表示できること。また、それぞれについてグラフ表示できること。なお、表示機能のためにパソコンを整備する場合は、ノート型とすること。

カ　オに記載する項目については、3 年間分以上を表示できること。

キ　Microsoft Office Professional 2010 以上の汎用ソフトウェアをインストールしておくこと。

ク　セキュリティ対策及びデータ保護対策が講じられたものとすること。

ケ　データのバックアップ機能（手動及び自動）を有するものとすること。

コ　５年間のハードウェアオンサイト保守を含めること。

(2)　データ収集サーバ装置

ア　各データ収集・送信装置より送信される情報を取り込み、データ収集端末へ送信する機能を持つこと。

イ　データ収集サーバ装置からデータ収集端末へのデータの受渡し方法は資料 2 のとおりとすること。

ウ　データ収集端末への送信データのフォーマットは、資料3のとおりとすること。

なお、データ収集端末とファイアウォールは、本件とは別に、財団法人日本分析センターが環境衛生研究センター内に整備するものを使用すること。

（参考）データ収集端末は、2 系統のネットワークインターフェースを持ち、一方は VPN 経由で財団法人日本分析センター内のデータサーバに接続され、もう一方はファイアウォールを通して、甲側のネットワークに接続される。データ収集サーバ装置とデータ収集端末との LAN 接続は、財団法人日本分析センターが実施する。

エ　前項の機能を有するもので、次の例以上の性能であること。

ハードウェアスペックの例

24 時間稼働使用のパーソナルコンピュータまたはサーバ機

CPU	Intel Core i3、Xeon または同等以上の性能
OS	Windows7、Windows server 2008、Linux 等、稼働実績のあるもの
メモリ	2 GB 以上
HDD	80 GB×RAID1 以上
LAN	1000 Base-T／100 Base-Tx／10 Base-T 対応
保守	5 年間のハードウェアオンサイト保守を含めること。

オ　線量率及び計数率の1分間値、時報、日報、月報の値を、測定場所ごとに表示できること。また、それぞれについて値の表示及びグラフの表示、帳票印刷できること。

カ　文部科学省環境放射能水準調査報告書の指定フォーマットに出力できること。(Microsoft Excel 形式)

キ　帳票印刷のためのレーザープリンター（A3 カラー）を整備すること。

ク　停電時に電源を5分間以上供給可能な無停電電源に接続すること。

ケ　通電時は自動復旧すること。

コ　各測定局の測定データを登録先に、電子メールで、定時や異常時に送信する機能を有すること。

サ　カにおける登録先は5件以上可能であること。

シ　セキュリティ対策及びデータ保護対策が講じられたものとすること。

ス　データのバックアップ機能（手動及び自動）を有するものとすること。

２－４　ネットワーク回線開設

(1)　データ収集・送信装置とデータ収集サーバ装置との間を、インターネット接続されない閉域の通信網（VPN）を利用し、ネットワーク回線を開設すること。

(2)　各設置場所の回線敷設に伴う工事については、乙の負担により行うこと。

(3)　必要な手続き等はすべて乙が実施すること。

(4)　電源の取り出しは甲と協議すること。

(5)　通路となる部分を通過する場合は、モール等で保護し、人がつまずいたり、ケーブルに傷がつかないよう施工すること。

第３章　据付調整等

1　機器の輸送中あるいは保管中、搬入、据付け等における機器の損傷、建物の破損並びに第三者に与えた危害の補償修理等に要する費用は乙で負担するものとする。

2　乙は機器搬入、据付け等に際し、事前にその手順、日時等について甲と協議すること。

3　乙は、甲の指定する位置に機器等の据付け、配線、調整等を行い、稼働可能とすること。

4　設置にあたっては、空き机、空きラックの利用ができる現地においてはそれを活用することとし、活用できるラック等がない場合は、併せて設置すること。なお、詳細については、甲、乙と協議の上、実施すること。

5　外観優美で堅牢（転倒防止策等を含む。）かつ、保守点検が容易なように施工すること。

6　据付調整の作業着手1週間前までに、甲に対して施工計画書を提出し、安全管理体制を明確にした上で作業に着手すること。

7　作業には事故等のないよう十分に注意すること。また、本仕様書に基づく業務遂行上における労働災害の適用については、乙の負担する保険とする。

8　本業務にあたり発生したゴミ等は、適法に廃棄すること。